

別表第1（第2条関係）

区分	内容
第1号訪問事業 (訪問型サービス)	市内に住民登録がある介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「要支援者等」という。）を対象とする活動であり、身体介護が不要で、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状又は行動を伴わず、専門職の支援を必要としない者に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行う。
第1号通所事業 (通所型サービス)	要支援者等を中心とした、市内に住民登録がある者を対象とする活動であり、要支援者等の年間平均参加者数が2人以上で、かつ、介護予防の自立支援に資するよう、地域住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場として週におおむね1回以上継続して提供する。

別表第2（第4条関係）

対象経費	内容
報償費	講師謝礼、サービスの利用調整等を行う経費等
旅費	費用弁償
需用費	消耗品費、食糧費（昼食及び飲酒に係る費用を除く。）、印刷製本費、修繕料、光熱水費、燃料費等
役務費	保険料、手数料、通信運搬費等
委託料	
使用料及び賃借料	土地・建物借上料、車両借上・リース料、機器借上・リース料、会場使用料、ソフトウェア使用料、通行料、映像使用料等
工事請負費	団体が使用権限を有する物件の施工に限る。
備品購入費	